

土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務に係る公募型プロポーザル実施要項

土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

この要項は、「土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務」を委託するにあたり、その実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務

(2) 業務内容

別紙「土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 委託料上限額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 審査委員会の設置

別途定める「土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本事業に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、土佐清水市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

5. プロポーザルの実施スケジュール

(1) 実施スケジュール

項目	手続き等	期間等
1	実施要項等の公表（市HP上）	令和6年4月24日（水）
2	質問受付期間	令和6年4月24日（水） ～令和6年5月9日（木）
3	質問書の回答期限	令和6年5月16日（木）
4	参加表明書受付期間	令和6年4月24日（水） ～令和6年5月21日（火）
5	企画提案書等受付期間	令和6年5月24日（金） ～令和6年5月31日（金）
6	プレゼンテーション審査	令和6年6月5日（水） 予定
7	審査結果通知書の発送	令和6年6月10日（月） 予定
8	契約締結	令和6年6月中旬頃 予定

※項目2，4，5については、受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時とする。

※項目4，5については、郵送の場合は必着とする。

※項目6については、参加者へ個別に時間の案内を行う。

(2) 参加証明書等の交付について

「15. 事務局」で交付するほか、土佐清水市ホームページに掲載する。

ホームページ URL： <https://www.city.tosashimizu.kochi.jp>

6. 参加手続き

「4. 参加資格要件」を全て満たす者で、本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

①参加表明書【様式第1号】：1部

②会社概要【任意様式】：8部

※会社概要が記載されているパンフレット等を8部提出することで代えることを認める。

③業務実績届【任意様式】：8部

※本事業に類似した業務の実績状況を記載のこと。

(2) 提出期限 令和6年5月21日（火） 午後5時必着

(3) 提出場所 「15. 事務局」と同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※全ての書類が揃っていない場合は、受理しないことがある。

※持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

7. 質問受付及び回答

本実施要項及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、【様式第2号】質問書を提出するものとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 質問受付期間 | 「5.(1) 実施スケジュール」のとおり。 |
| (2) 質問様式 | 【様式第2号】質問書 |
| (3) 質問方法 | 電子メール
※メールの件名は「プロポーザルに関する問い合わせ（事業者名）」
とすること。 |
| (4) 宛先 | 「15. 事務局」を参照すること。 |
| (5) 回答方法 | 「5.(1) 実施スケジュール」に示す期日までに、質問者名を伏せて、土佐清水市ホームページに掲載する。 |

8. 参加資格の確認等

参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年5月24日（金）までに参加資格要件確認結果通知書を参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するほか、書面にて送付する。通知を受けた事業者は、受信したことの確認メールを本市宛に返信すること。

9. 企画提案書等の提出

参加が決定された者は、仕様書に基づく企画提案書等を次のとおり提出するものとする。

- (1) 企画提案書【任意様式】 8部

【構成】

企画提案書は任意様式とするが、仕様書（別紙1）に記載してある業務をいかに実施するかを踏まえ、概ね下記の要素は盛り込むこと。

- 第1 再生開発のコンセプト、提案者の考え方
- 第2 類似の業務実績
- 第3 再生開発の狙い、効果
- 第4 開発のイメージ像
- 第5 本事業の実施スケジュール、工程等
- 第6 本事業を実施するための組織体制
- 第7 その他、提案者の自由な発想により提案することを可とする。

【書式・体裁】

- ・表紙、目次、本編で構成すること。
- ・用紙サイズは、原則A4サイズとし、両面印刷とすること。
- ・本編の各ページには、一連のページ番号を付すること。

- ・文字は、10.5pt 以上とすること。
- ・文章による説明のほか、図や表、画像などを用いることができる。
- ・専門的な用語は避け、何人にも理解しやすい表現とすること。

(2) 価格提案書【見積書】 8部

- ・積算根拠を明確にし、本事業に係る一切の経費を具体的に記載すること。
- ・消費税及び地方消費税を含むこと。

(3) 留意事項

- ・提出書類の提出期限後の再提出又は差し替えは認めない。
- ・提出書類は、返却しない。
- ・提案に要する一切の費用は、参加者が負担すること。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とする。
- ・選定に係る公表等を行う際に、提出書類の内容の全部又は一部を使用する場合がある。
- ・提出された書類は本市所有とし、外部への公開や配布は行わない。

(4) 提出期限等

提出期限 令和6年5月31日(金) 午後5時必着

提出場所 「15. 事務局」と同じ

提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

※全ての書類が揃っていない場合は、受理しないことがある。

※持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

10. 参加辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、【様式第3号】参加辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出期限 令和6年5月31日(金) 午後5時必着

(2) 提出場所 「15. 事務局」と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

※持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

11. 選考方法

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる総合評価型の審査を実施し、その結果、最も評価が高い応募者を第一優先交渉権者とする。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 日時 個別に案内するが、令和6年6月5日(水) 付近を予定している。

② 会場 土佐清水市役所内会議室(控室及び会場は個別に案内する)

- ③ 実施順番 プレゼンテーションは申請書の受領順で実施することとし、実施案内については参加資格要件確認結果通知書送付時、参加者に通知する。
- ④ 実施方法
 - ア 1者につき45分（説明30分以内、質疑応答15分以内とする。）
 - イ 提出した企画提案書に沿って説明すること。
 - ウ 出席者は1者につき3名以内とし、説明は「事務担当者」が行うこと。

（2）審査基準

別紙2に示す審査基準により審査する。

（3）受託候補者の決定方法

- ① 審査における点数が最も高い者を第一優先交渉権者として選定する。
- ② 審査における点数が最も高い者が2者以上いる場合は、各委員による協議のうえ、第一優先交渉権者を決する。
- ③ 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

（4）審査結果発送方法

選定結果は、審査を受けた事業者すべてに電子メールで通知する。ただし、順位や審査内容は公表しない。

また、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受けつけない。

1 2. 契約の締結

- （1）第一優先交渉権者は、業務内容の詳細について、本市と協議を重ねたうえで、契約内容に関する協議が整った際は、契約を締結するものとする。
- （2）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、第一優先交渉権者と本市の協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- （3）第一優先交渉権者との交渉が不調と終わった際は、審査における点数が次点の者と交渉する場合がある。
- （4）業務により作成された成果物に関するすべての権利は本市に帰属する。

1 3. 失格事項

以下に該当する場合は、失格とする。

- （1）「4. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- （2）受付期限までに所定の書類が提出されなかった場合
- （3）提出書類に虚偽の記載があった場合

1 4. 別添資料等

- （1）【別紙1】土佐清水市中央町火災跡地利用計画作成支援業務委託仕様書
- （2）【別紙2】審査基準

(3)【様式第1号】参加表明書

(4)【様式第2号】質問書

(5)【様式第3号】参加辞退届

15. 事務局

土佐清水市役所観光商工課 商工係

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号

TEL: 0880-82-1115 FAX: 0880-82-1126

メール: kanshou-lg@city.tosashimizu.lg.jp